

公告	<p>安城市入札公告第101015号</p> <p>条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。</p> <p>令和 6年 3月 26日</p> <p>安城市長 三星 元人</p>
工事番号	2024101015
工事名	安城市茶臼山高原野外センター浴槽循環用熱交換器更新修繕
路線等の名称	安城市茶臼山高原野外センター
工事場所	長野県下伊那郡根羽村地内
工期	契約締結日の翌日から令和 6年 5月31日(金)まで
予定価格	金1,680,000 円 (消費税相当額抜き)
入札条件	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する市内の業者又は準市内の業者であること。</p> <p>(3) 入札書発送の日から開札の日までの期間に、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。</p> <p>(4) 安城市的管工事の総合数値(開札日に有効な建設業法に規定する総合評定値に主観点を加えたもの)を有すること。</p> <p>(5) この工事に対応する技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。</p> <p>(6) 入札参加有資格者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。</p> <p>(7) 入札条件を満たさない入札は無効とする。</p> <p>(8) 経営事項審査基準日が、開札日において契約締結（予定）日より1年7か月以内であること。</p> <p>(9) 入札書は、工事費内訳表及び配置予定技術者調書を同封して郵送すること。</p> <p>(10) この公告の日から、開札の日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。</p>

入札参加資格の確認	開札後に審査する。
設計図書及び提出書類の入手先	設計図書及び提出書類は、安城市のホームページ入札の広場の「発注掲示板（工事・委託）」からダウンロードすること。
質問の方法	本工事内容の質疑は、質疑書を契約検査課へ電子メールで送信することにより行うこととする。 電子メールは、安城市ホームページ「入札の広場の「質疑回答の方法」に従い送信すること。 質疑の期限は、令和6年4月2日(火)15時までとする。 質疑の回答は、後日すみやかにホームページに公表する。
入札方法	(1) 郵便による入札 (2) 宛先 〒446-8799 安城郵便局留 安城市役所契約検査課行 (3) 到着期限 令和6年4月10日 水曜日 必着 (4) 郵送方法 一般書留又は簡易書留 (5) 提出書類 ・入札書（入札書には、消費税抜きの金額を記載し、入札書の日付は作成日を記入すること。） ・工事費内訳表（工事費内訳表の合計金額と入札書の額が一致すること。） ・配置予定技術者調書 (6) 入札書送付の確認 ・入札書の送付を確認するため、入札書送付日に「郵便入札送付連絡票」をファックスで 契約検査課契約係宛てに送信すること ・ファックス番号 0566-76-1112
開札日時等	(1) 開札日時 令和6年4月12日(金) 9時06分 (2) 開札場所 安城市役所本庁舎2階入札室
入札保証金	免除
最低制限価格	入札者が2者以上の場合、最低制限価格を定めるので、その価格を下回った者は落札外とする。最低制限価格は、入札金額の低いものから5番目までの平均額の95%の額とする。ただし、算出した額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。なお、本入札において、無効とされた入札書又は予定価格を超えた入札書は平均額の算出対象から除外する。
その他	(1) 契約約款を示す場所は、安城市役所総務部契約検査課契約係とする。 (2) 契約書の作成を要する。 (3) 本入札は、この公告に定めるもののほか、安城市競争入札心得書及び条件付き一般競争入札実施要綱による。 (4) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。 (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 (6) 本入札において、予定価格の10%未満の額の入札書は、桁間違いによる錯誤とみなし無効とする。 (7) 工事費内訳表の合計金額と入札書の額が一致しない場合は、本件の落札者となることができない。 (8) 入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満切捨て）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (9) 本工事の質疑があった場合は、「質疑回答公表」に公表しているので、必ず確認すること。また、この質疑の回答は設計図書の追補とする。 (10) 本工事は、学校教育課学事係発注の工事である。